

令和8年度愛媛県農泊魅力推進事業仕様書

1 事業目的

本件のグリーン・ツーリズムについて、実際の体験を誘発するツアーやイベント等の実施により、県内のグリーン・ツーリズムの魅力を発信することで、農山漁村における交流人口の増加や新たな顧客層の獲得、知名度の向上を図るとともに、体験コンテンツの磨き上げや受入体制の向上につなげ、継続的な誘客の促進を図ることにより、農林漁家の所得向上及び農山漁村の活性化に寄与する。

2 委託上限金額

2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 事業内容

（1）体験イベントの開催

県内農林漁業者が提供する体験メニュー等を一堂に集め、一般来場者に対して体験機会を提供するとともに、県内のグリーン・ツーリズム関連コンテンツの魅力発信を行う。

① 開催時期

9～11月の週末1日間開催とし、県と協議のうえ決定するものとする。

② 開催場所

県内で集客が見込める場所で開催するものとする。

屋内でも屋外でも可とし、大規模産業イベント等への出展も可とする。

③ イベント名称

事業の趣旨を踏まえ、集客に効果的なイベント名称を考案すること。

④ 出展者の募集・連絡調整

ア 出展者は3者以上とし、愛媛県と協議のうえ決定すること。

イ 出展者に対しては、会場担当者や愛媛県と調整のうえで、出展マニュアルの作成・配布や事前説明等を実施すること。

ウ 生産者の参加が容易になるよう、会場までの交通費・送料等の支援を行うこと。

エ その他、イベントの運営・開催に係る事項について速やかに出展者に連絡し、イベント開催に支障をきたすことのないようにすること。

⑤ 会場設営等

ア イベント会場の設営・撤去を行うこと。

イ いずれの出展についても、4～5人程度の利用客が同時に体験できるよう、十分なスペースを確保すること。

ウ 運営をサポートするため、事前に出展者と連携して、各種体験メニューの特徴等をPRできるスタッフを配置すること。

⑥PR資材の制作等

県が保有する「おすすめプラン動画」等のプロモーション素材は無償での貸与を可とするが、イベント集客に資する以下に示す媒体等を作成すること。

また、イベントの統一的なデザインを企画したうえで、パンフレット、ポスター、チラシ等の啓発資材を電子データ及び紙媒体で制作すること。

⑦その他

ア 各種法令を遵守し、関係機関（警察、消防、保健所など）との協議が必要な場合は、出展者等と調整のうえ必要な手続き等を行うこと。

イ 本イベントの効果検証に資する来場者アンケートを実施し、県にフィードバックすること。

(2) グリーン・ツーリズム半額キャンペーンツアーの開催

農林漁家民宿等での宿泊、農業体験、自然体験等を組み合わせたツアーを企画・実施し、キャンペーンツアーを開催する。

① ツアー内容

ア 東予、中予、南予で各1種（計3コース）のパッケージツアーを企画・実施すること。

イ ツアープランは、既設のグリーン・ツーリズム「おすすめプラン動画（全12プラン）」に関連付けて設定すること（動画と全く同一である必要はない）。

ウ いずれのツアープランも1泊2日とし、8月から2月の期間中に実施すること。
3種のツアーを同時期に開催するか分けて開催するかは任意とするが、参加者の満足度が高まるよう工夫すること。

エ 参加者負担額については、ツアー販売価格から助成額を差し引いた額とする。
助成額は、ツアー販売価格の2分の1以内、かつ参加者1人当たり1万円を上限とする。

ただし、ツアーの移動手段は参加者が手配（自家用車を想定）し、経費は全額自己負担とする。

② ツアー参加者の募集要件

ア 募集対象者は、国内在住者とする。

ただし、県内在住者については、住所地域以外の地域のコース参加を条件とすること。

（例）東予地域在住者であれば、東予コース以外（中予コース、南予コース）の参加を条件とする。

イ 各コースにつき、10名程度（概ね3組以上）の参加者を募ること。

なお、宿泊施設のキャパシティ等に応じて、3組の旅行日程を分けることも想定すること。

(3) 本事業等のプロモーション

本県グリーン・ツーリズムに係るPRパネルの製作展示やデジタル広告等を活用し、県内グリーン・ツーリズムの魅力を発信し、知名度向上を図る。

① 実施内容

ア 集客促進

(1) 及び (2) の事業の周知を図るため、情報を告知すること。

なお、媒体（テレビ、雑誌、デジタル等）は任意とするが、効果的な集客につながるよう最適な手法を提案すること。

イ 新たなファン層の獲得

「おすすすめプラン動画」を活用したプッシュ型のデジタルプロモーション（広告）を実施し、本県の魅力発信を行う。

[実施時期]

効果的かつ効率的な時期に実施すること。

[対象エリア]

中国四国地方

[ターゲティング]

事業効果の最大化を図るために最適と考えられるターゲット層を検証しながら実施すること。

[広告配信や効果検証]

- ・テレビ、ラジオ及びインスタグラム広告等において、本県グリーン・ツーリズムの知名度向上に向けた発信を実施する。
- ・本事業の成果を分析するために有効な指標について、事業の目的に応じた効果検証スキームや目標KPIを提示すること。
- ・広告配信は、広告への反応を比較検証しながら配信し、事業効果の最大化を図ること。

5 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

6 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

- ①本業務に関し、受託者が愛媛県に提出した計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ②本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の実情なく公表又は使用してはならない。
- ③受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。なお、個人情報の取扱いについて疑義がある場合は、愛媛県に協議すること。

7 その他

- (1) 別紙「みどりチェック取組」を実施すること。
- (2) 国や県から調査や報告等を求めた場合は、適切に対応・実施すること。
- (3) 人件費の算定にあたっては、原則として「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を整備し、これを事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- (2) 本業務に関して受託者が作成した成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）について、委託料が完納された時点で愛媛県に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとし、本業務により得られる成果物の著作者人格権について、将来にわたり行使しないこと。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又はやむを得ない事由が生じた場合は、愛媛県と協議の上、対応すること。
- (4) 本仕様書に定める以外の事項については、愛媛県の指示に従うこと。
- (5) 本業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。

(別紙)

みどりチェックの取組

事業実施期間中は、以下の取組を実施すること。（ただし、該当しない取組を除く）

1. 環境関係法令の遵守等

- (1) みどりの食料システム戦略の理解
- (2) 関係法令の遵守
- (3) 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
- (4) 正しい知識に基づく作業安全に努める

2. エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除

- (1) 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
- (2) 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討

3. 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- (1) プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
- (2) 資源の再利用を検討